令和5年11月16日

厚生労働大臣 武見 敬三 様

特別区長会会長 吉 住 健 一

## 国民健康保険制度の見直しに関する提言

平成30年度に、国民健康保険制度は、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、制度が抱える課題に対応すべく改革が行われました。

しかしながら、被保険者の高齢化が進み医療費水準が高い状況はさらに進行しています。また、被保険者の構成では、「無職」の割合が最も高く、保険料(税)を軽減されている世帯が6割を超える状況であり、加えて、社会保険適用拡大により、収入のある被保険者層が減り、被保険者全体の所得水準が低い状況にも拍車がかかっています。

こうした構造的課題が深刻化する中、保険料の負担増に直結する 1 人当たり 医療費は、高齢化や医療の高度化によって高額になる傾向にあることに加え、令 和 3・4 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う検査・診療数の増加や診 療報酬上の臨時的な取扱い等による特殊な要因の影響も受けています。

今後、「流行初期医療確保措置」や、次元の異なる少子化対策の財源として検 討されている「支援金制度(仮称)」により、被保険者の診療行為に結びつかな い保険料負担が加わる可能性があります。

このように、国の政策により負担能力のある被保険者が減り、かつ保険料負担が更に増大していく状況下では、これまで相互扶助制度として持続してきた国民健康保険制度が、危機に立たされていると言っても過言ではありません。

ついては、国の責任において、将来にわたり安定的で持続可能な制度とするため、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化等、抜本改革を実施することを強く求めます。

あわせて、抜本改革の実現までの間、現行制度を維持できるよう、下記の見直 しを行うよう要望いたします。 記

- 1. 被保険者の低所得化や1人当たり医療費増による保険料増は、個々の自治体の努力だけで解決できることではないことから、国民健康保険財政基盤の更なる強化及び国庫負担割合の引上げを実施することにより、制度の維持を図ること。
- 2. 所得水準が低い被保険者が増えていく現状を踏まえ、低所得者層の負担軽減を図ること。
- 3. 子どもに係る均等割額の減額措置については、次元の異なる少子化対策 が掲げられる中、子育て世帯の経済的負担を更に軽減すべく、軽減対象を 現行の未就学児までという制限を撤廃すること及び、公費による軽減割合 の拡大を実施すること。
- 4. 財政安定化基金の財政調整事業は、決算剰余金を積み立ての原資に限っているため、恒常的な確保が難しく、現に、納付金が大幅に上昇した令和4・5年度保険料算定時に活用できなかったことから、本事業の活用に向けて、国費を原資に加えて財政安定化基金の積み増しを行うこと。
- 5.「流行初期医療確保措置」の導入については、必要性は理解できるものの、国民健康保険制度を活用することは、負担に対する給付が伴っていないため慎重を期すべきであり、切り離して対策を講じること。